

三重県男女共同参画推進条例

一人ひとりが輝く社会



男女共同参画社会の実現

21世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会です。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会です。(前文から)

「三重県男女共同参画推進条例」は平成12年10月13日に公布され、平成13年1月1日から施行されています。

三重県

1

なぜ、男女共同参画推進条例が必要なのですか？

三重県では、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会を実現するとともに、男女共同参画を進めるためにさまざまな取り組みを行ってきました。しかし現状は男女の性別による差別や「男は仕事」「女は家庭」といった固定的な役割分担意識、これらに基づく制度や慣行が根強く存在しています。このようなことから、三重県は、平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、県民・事業者の皆さん、市町と協働して男女共同参画社会を実現していくためにこの条例を制定しました。



男女共同参画社会基本法の 基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣習についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

キーワード

男女共同参画とは？

男女が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野（家庭、学校、職場、地域など）における活動に参画し、共に責任を担うことをいいます。

2

男女共同参画社会実現のための4つの基本目標

①個人として能力を発揮する機会の確保

男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保ていきましょう。

②制度や慣習の改善

男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣習を改善ていきましょう。

③方針の立案及び決定に参画する機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保ていきましょう。

④家庭生活における活動とその他の活動を両立できる環境の整備

男女が家族の一員としての責任を果しながら、家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備ていきましょう。

3

県、県民・事業者の皆さん、市町の取り組み

《県》

- 県は、男女共同参画社会を実現するため、さまざまな施策（積極的改善措置を含む）を実施していきます。
- 施策を実施するときは、県民・事業者の皆さん、市町と協力して一緒になって進めていきます。

キーワード

積極的改善措置とは？

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。例えば、審議会等委員への女性の登用や、そのための人材育成が、これに当たります。

《県民の皆さん》

- 男女の性別による差別的な取り扱いはやめましょう。
- 固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習を改善しましょう。
- 社会のあらゆる分野で男女共同参画社会の実現をめざしていきましょう。

《事業者の皆さん》

- 職場では、男女が対等に参画できるよう機会の確保に努めましょう。
- 男女が、職業生活、家庭生活、その他の活動が両立できるように職場環境を整備しましょう。
- 事業活動をするときは、男女共同参画社会の実現に寄与するように努めましょう。

《県と市町との協働》

- 市町と県は、協力して男女共同参画に関する施策を策定し、実施していきましょう。

（参考） 男女共同参画社会基本法では、県や、市町の責務として、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性を生かした施策を展開することとしています。

また、国民の責務として、会社、学校、地域社会、家庭などいろいろなところで、男女共同参画社会づくりに向けて協力することとしています。



4

具体的な県の取り組み(基本的施策)

①基本計画の策定

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ、計画的に推進するために基本計画を審議会、県民の皆さんとの意見を聴いて策定します。

- 社会のあらゆる分野で男女間の格差を改善するために必要なこと
- 男女共同参画を推進するための教育、啓発、広報に関するこ
- 男女共同参画に関する相談や苦情に対応するために必要なこと
- 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止、被害者の救済・支援のために必要なこと
- 家庭生活と職業生活その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要なこと
- その他必要な事項

②積極的改善措置への協力

県は、県民・事業者の皆さん、市町が積極的改善措置を行うために、必要な情報提供、相談、助言その他の協力をています。

③基本計画に基づく施策を実施するための財政上の措置

④調査、研究

⑤年次報告の作成、公表

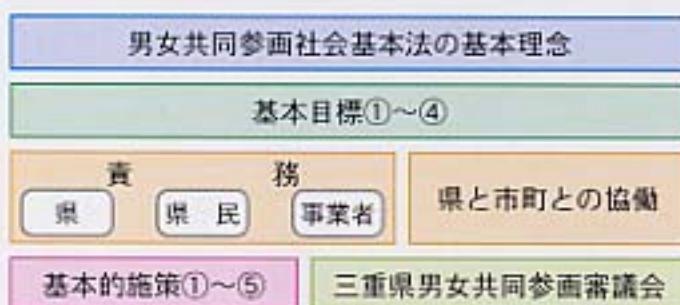
5

三重県男女共同参画審議会

- 県が策定する男女共同参画に関する基本計画や、その推進に関する重要な事項について意見を述べます。
- 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行います。

6

三重県男女共同参画推進条例のしくみ



男女共同参画
社会の実現

三重県生活部男女共同参画室

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
☎059-224-2225 ☎059-224-3069
メールアドレス iris@pref.mie.jp

● 三重県男女共同参画推進条例 ●

平成12年10月13日公布
三重県条例第73号

目 次

前 文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条-第12条)

第3章 三重県男女共同参画審議会(第13条-第18条)

附 則

21世紀を迎える私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に發揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣習が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- 一 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- 二 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- 四 男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町と協働して実施するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

2 県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県と市町との協働)

第7条 県は、市町に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力をを行うものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第1号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。

- 一 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項
- 二 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項
- 三 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項
- 四 性別に基づく暴力及び性的なやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項
- 五 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようするために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第13条第1項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力)

第9条 県は、市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力をを行うものとする。

2 県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に對し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 三重県男女共同参画審議会

(三重県男女共同参画審議会)

第13条 知事は、三重県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
 - 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
 - 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。
- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満となるないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第16条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第17条 審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日三重県条例第47号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月21日三重県条例第67号)

この条例は、平成18年1月10日から施行する。